

Ⅲまとめ

1. 網野武博研究員による考察

我が国の労働市場に外国人労働者の参入が顕著になって以来、それまでの中国、韓国・朝鮮を主とするいわゆる在日外国人の国籍が、多様になってきた。当然「保育に欠ける」乳幼児も多くみられるようになり、児童福祉の視点から、在日外国人の保育ニーズに対応する保育は、1980年代半ば以降、とくに平成以降の1990年代に著しく増加してきた。今回の調査は、まだ十分に把握されていない我が国の外国人保育の動向、実態、課題等を知る上で行われた、非常に貴重なものである。

調査は、「各都道府県・指定都市・中核都市における外国人児童の入所状況調査」及び「外国人児童が入所している保育所における保育の国際化に関する調査」の2種類が実施された。そこから得られたデータは、保育所における外国人保育のメリット、デメリットや今後の課題、展望を知る上で、また我が国がいよいよ本格的な国際化が求められている中で、児童福祉や保育を通じたその貢献を果たす上で、何らかの参考になるものが多かった。ここでは、筆者が担当した部分を中心にまとめてみた。

地方自治体への調査では、すべての都道府県、指定都市、中核市の実態を把握することはできなかったが、しかし84中62%の52の自治体の状況を知ることができた。この点では、これらの結果が一定の意義のある、参考とし得るものであると考えられる。回答が得られた自治体の状況から、まず、長年日本に居住する外国籍の家庭が多い地域、そして様々な職域にわたる就労や教育・研究、留学などのために居住する家庭が多い地域、また企業等が雇用する外国人労働者が居住する外国籍の家庭が多い地域が全国的に幅広く含まれていることが、あらためて明らかになった。

今回の調査からは、約4,300の保育所で外国人保育がなされていること、約16,700人の外国人児童が保育を受けていることが示された。この結果からみて、未回答、未把握の自治体の状況を考慮すると、現在中都市、大都市のほぼ殆どの自治体のどこかの保育所で、外国人保育が行われていること、また全国の保育所の約4分の1程度で、外国人児童を受け入れた保育が行われ、保育所入所児童の1%乃至数%が外国人児童であることが推察された。この数字の意味することは大きく、今後外国人保育はマイナーなものではなく、保育所業務の一環として位置づける必要性が増大することが示唆される。

外国人保育を実施している保育所の状況を見ると、外国人が居住する地域を多く含む都市、しかも比較的人口規模の大きい都市で、また全体的には公立の方が、そして定員規模が大きいところの方が、さらに比較的定員を超過している保育所が、外国人保育を多く実施していることが明らかになった。この状況は、何らかの特徴を示唆していると考えられ、参考にし得るものと考えられる。

また、今回の調査では、保育所1か所平均の外国人児童数は、公立が9.3人、私立が7.3人、

全体で 8.4 人という結果であった。全園児に対する比でみると、公立が約 11 人に一人、私立が 17 人に一人、全体で 13 人に一人であった。

さらに興味あることは、外国人児童の国籍の多様さである。言うまでもなく、中国・台湾及び韓国・朝鮮国籍の児童が圧倒的多数を占めるが、南アメリカやアジア諸国の国籍を持つ児童も多く、個々の外国人児童の、その背景にある言語、文化、生活習慣の多様さ、そして一人ひとりの個性をふまえた保育、さらにその家庭や保護者との個々の関わりを考慮するならば、1 か所に 10 名弱のこのような児童に対する、保育所におけるその業務に費やすエネルギーの大きさが理解できる。言語の問題は、生活習慣、文化への相互理解の上でも大きな問題、課題となる。保育者、子ども、保護者相互の意志疎通とコミュニケーションは、外国人保育を実施する保育所に共通の重要な課題である。自治体が外国人保育への対応として、とくに考慮している内容を見ると、外国語による資料・書類・パンフレット・ハンドブックの作成はもとより、通訳・通訳保育士の配置、保育者の加配、外国語相談員の配置等、人的資源を重視したり、研修を実施したり、また保育料の減免等経済的に配慮するなどの対応がなされている。その多くが、意志疎通、コミュニケーションの課題に対応する内容といえる。それはまた、子どもとのコミュニケーションより、保護者とのそれに関わる課題の多さとも関連している。

ある自治体の担当者は、次のように記している。

『保育現場における多文化化(外国人の子どもが多く通ってきている)が進んでいる中、保育や教育の場だけで課題解決を求めることは難しく、社会全体で取り組む必要がある。しかし、保護者のストレスが子どもに大きな影響を与えると考えると多文化な子どもたちにとって大切なのは、保護者にとって数少ない日本社会との接点になるために、専門の相談窓口の紹介や通訳の制度、多文化な子どもを迎える保育者へのサポート体制の整備が求められる。』

外国人保育は、まだ決してメジャーな保育機能ではない。しかし、まだマイナーであるという理由で、特別の、例外的な対応のみですすめることのやがて生ずる問題への危惧を、この意見は示唆している。保育所保育指針が、新しい保育所の役割として、通常業務としての保育に加え、地域における子育て支援を明瞭に打ち出した。国際化がすすむ我が国の社会において、この二つの役割をともに充実させることは、その役割を保育所のみが果たす段階から、国、地方自治体、法人、関係諸団体がともに深く幅広い視点から社会の課題として、取り組む必要性が高い。いやそれのみならず我が国の望ましい国際化の展望を開く上でも、保育者や保育所へのサポート体制ひいては多文化社会における日本の貢献という意識改革が、我々に求められている。

2. 芝山洋子研究員による考察

わが国において外国人登録者が 100 万人を突破したのは、平成 2 年であるが、外国人児童の入所受け入れが広範に始まったのも平成 2 年以降であったことが分かる。というのも、多くの保育所(保育園)が外国人児童の入所開始時期について、平成 2 年以降と回答しているからである(全体総計 254 のうち、43.3%を占めている)。平成 2 年以前の 5 年間、すなわち昭和 60 年から平成 1 年

までに受け入れ始めていたという回答が 17.3%あり、それに加えると 6 割強の保育所(保育園)がここ 10 数年間で外国人児童の入所受け入れを経験することとなったといえる。平成 2 年以降に受け入れを開始したと回答した割合が高い地域は、北海道・東北地区(51.6%)、北信越地区(55.6%)、近畿地区(57.1%)、九州地区(59.9%)があげられる。しかし、他の地区とは異なり、関東地区では平成 2 年以降受け入れ始めたとする割合が 23.5%とあまり高くないのは、関東地区では比較的早くから外国人児童の受け入れが開始されたということがうかがえる。所在地区別に見た場合でも同様のことが指摘できる。すなわち、都区部・指定都市を除くとその他の所在地区分においては平成 2 年以降とする回答が最も高い数値を表している(県庁所在市の 44.4%から小都市 B の 72.7%、町・村の 69.0%まで)。

その後、平成 10 年度末に外国人登録者が 150 万人を超えるに至っているが、平成 8 年度から 10 年度までの外国人児童の受け入れ状況を見ても、徐々にではあるが、外国人児童の入所数の増加が見てとれる。回答数 254 の保育所(園)における、平成 8 年度の外国人児童の受け入れ総数は 1,195 人、9 年度は 1,517 人、10 年度 2,033 人であり、その数を増やしているからである。当該 3 年間に受け入れられた外国人児童の年齢別構成は、およそ 0 歳児が 1 割弱(8%前後)、1・2 歳児が 35%前後、3 歳児が 20%台、4 歳以上児が 35%前後である。年齢別構成を地域区分別に見た場合、北信越地区で特に 0 歳児割合が高いこと、北海道・東北地区で 4 歳以上児の割合の高いこと(3 年間 40%を超える)が特徴的といえるし、所在地区別々に年齢別構成を見ると、小都市や町・村においては比較的 0 歳児の割合の低いことが指摘できる。

外国人児童の国籍別は、中国、韓国・朝鮮、ブラジル、ペルーその他の 5 分別であり、3 年間の各人数・割合は次頁の通りである。いずれの国籍も年度ごとにその数を増やしており、平成 8 年度を 1 とすれば、平成 10 年度において、中国は 1.45 倍、韓国・朝鮮 1.42 倍、ブラジルは約 2 倍、ペルーは 1.78 倍、その他は約 1.88 倍の増加を示している(全体では 1.7 倍)。国籍ごとの地域区分別および所在地区別の特徴的な点をあげると、中国の場合は半数近くが関東地区に集中し、かつ都区部・指定都市に集中していることである。韓国・朝鮮の場合はその過半数が関東地区、そしてまた都区部・指定都市に集中していることであり、中国と比べて集中の度合いが強いことは指摘できる。ブラジルの場合は東海地区に過半数が集中していること、しかも、中都市にその半数近くの児童が受け入れられ、小都市や町・村においてもかなりの数が受け入れられている状況が分かる。ペルーの場合は、児童の多くが関東地区と東海地区にあり(ほぼ同数くらい)、北海道・東北地区や北信越地区では受け入れが 3 年間見られないこと、中都市や小都市、町・村で受け入れが多いことが特徴的である。その他の国籍の場合は、その半数ぐらいが関東地区での入所であり、しかも都区部・指定都市に最もその数が多いが、東海地区や九州地区等でもかなりの児童数があり、また中都市や県庁所在市にかなりの数の受け入れが見られる。

調査対象保育所(254 か所)の外国籍児童数

	中国	韓国・朝鮮	ブラジル	ペルー	その他
平成8年度	392 人	171 人	344 人	63 人	225 人

(総数 1,195 人)	(32.8%)	(14.3%)	(28.8%)	(5.3%)	(18.8%)
平成9年度 (総数 1,517 人)	440 人 (29.0%)	188 人 (12.4%)	523 人 (34.5%)	82 人 (5.4%)	284 人 (18.7%)
平成 10 年度 (総数 2,033 人)	569 人 (28.0%)	243 人 (12.0%)	687 人 (33.8%)	112 人 (5.5%)	422 人 (20.7%)

平成 11 年度中の調査時点における現在の外国人児童の受け入れ状況は、総数で 2,002 人である。平成 10 年度と比べて若干少ないが、年度末における受け入れ数の総計ではないことから、単純に比較はできない。したがって、ここでは、外国人児童の保護者の状況が分かる範囲で調査されたから、(i)父の国籍、(ii)母の国籍、(iii)子どもの年齢、(iv)在所期間(月数)、(v)父の職業、(vi)母の職業の 6 項目に関し、特徴的な点に言及するに留める(全体的統計は表 62 から 73 を参照)。先ず(i)父の国籍および(ii)母の国籍に関して、各未回答の数(父の場合は未回答が 125、6.2%であるのに対し、母の場合は未回答 34、1.7%にすぎない)から見て、母の国籍については、父の国籍以上に各保育所(園)で把握されていることが分かる。受け入れ児童を通しての母との接触がそれだけ多く密であることの証左であるように思われる。(i)父の国籍に関し、一番多いのがその他の国籍(571、28.5%)であり、次にブラジル(556、27.8%)となっているが、(ii)母の国籍の場合はブラジル(568、28.4%)が一番多く、次に中国(541、27.0%)の順となっている。受け入れ児童の年齢((iii))に関しては、年齢を下げるごとにその数・割合共に減少、すなわち、5 歳以上児が 452 人(22.6%)、4 歳児が 411 人(20.5%)、2 歳児が 363 人(18.1%)、1 歳児が 243 人(12.1%)、0 歳児が 102 人(5.1%)となっている。受け入れ児童の(iv)在所期間(月数)については一番多いのが 6 か月以上 1 年未満(515 人、25.7%)であるが、2 年以上というのかなり多い(495 人、24.7%)。在所期間が 1 年未満か 1 年以上で区切ると前者が 767 人(38.8%)であり、後者が 960 人(47.9%)となる(未回答が 275 人、13.7%ある)。全体で 4 割位が 1 年未満で比較的短期の一時的な入所といえるが、5 割位が 1 年以上であるから、一時的ではない継続的な保育対応の必要性があることが分かる。(v)父の職業と(vi)母の職業に関しては、その多くが会社員であり(父の場合 1,099 人で 54.9%、母親の場合は 742 人で 37.1%を占める)、地域区分別に見た会社員の割合では東海地区で最高値を示し(父の場合は 74.7%、母の場合は 61.7%)、所在地区別では町・村において最高値となっている(父の 73.2%、母の場合は 58.7%)。

以上を踏まえて、人種や国籍、言葉や文化の違いを乗り越えてより良い国際化社会の到来に向けて進む昨今、今後、わが国でも外国人との共存・共生はさらなる展開が期待されると思われるから、その方向性の中では外国人児童の保育所(園)における受け入れはますます増大し、普遍化することが予測される。わが国における外国人労働者の増加とともに、ここ 10 数年の保育所(園)における外国人児童の受け入れ増加、および市区町村での幅広い受け入れ展開はその傾向を示すものである。諸国の経済的事情や経済的要因がその背景にあるから多少の変動幅はあるにせよ、その傾向は今後も続くものと思われる。そうであれば、既に始まっている外国人児童の各地区・各所在地区の受け入れ対応も量的により広範に、かつ、質的に充足度の高いものが求め

られるはずである。

保育の国際化は、同時に、受け入れ側(保育所・保育園)に多様な課題を提供することになるが、わが国において生活する住民としての外国人児童の平等的取り扱い(受け入れ対応)や個々人の保育要請に対する充足の、全国規模での一層の拡充が図られることを期待したい。

3. 三橋勝男研究員による考察

保育の国際化に関する調査研究員に委嘱され研究会に何度か出席し、また平成 12 年 1 月 21 日、22 日と O 市の K 保育園に実地調査にも行った。

実地調査の結果から記述したいと思う。

K 保育園へ午後 4 時頃訪問、保育園の事務室に通され、保護者の迎えに来るのを待った。最初は 5 時頃イギリス人の男性(30 歳代)で、O 大学附属中学校の英語の教師をしているというやさしそうな保護者がみえた。日名子先生との英語での会話を聞いていると、K 保育園の園長先生にはよくしていただいている、とても嬉しいし、保育士さんたちもとてもよくしてくれるので大変満足していると話していた。子どもは皆と仲良く遊んでいるし、問題はない。日本は物価が高いので生活するには節約していかないと大変だと話していた。

次にミャンマーから来た夫婦の医者(30 歳代)で、O 大学医学部で 1 年間の研修で来日しているとのことだった。2 人とも若い医者のインターン生という形で日本の大学で学ぶため、来日しているとのことだった。

この夫婦も、K 保育園はよくしてくれるので、安心して預けて仕事ができる、とてもよい保育園だと喜んでいて。子どもは 3 歳で、日本の食物が気に入ったようで、特に魚が大好きということだった。アパートに住んでいるがアパート代が高いため、私たちのような研修生に対する住宅補助のような制度があると助かるのですがと言っていた。ちなみにミャンマーでの年収は 5,859 元、日本円で約 7 万 2 千円、月収 488 円で 6,000 円だそうだ。この日は夫婦で迎えに来られたので、2 人と話すことができた。

3 人目の外国人はエジプトから来日した、やはり O 大学医学部で学ぶために来ているという女医(解剖学)さんの保護者の方と面接した。この方も、K 保育園はとてもよくしてくれるので嬉しいと話していた。ただ保育料が高いため、私たち外国人に対する優遇措置で安くしてもらえないものだろうかと訴えていた。父親も医者で 2 人で日本に学びに来ているが、日本はとてもやさしい人が多く、よいところであると話していた。10 月には帰国することになっているそうである。

3 人の面接が終わった後、K 保育園の園長先生にいろいろなお話を伺った。

園では保育士の中に英会話ができる人がいるので助かっている。保護者や子どものことについては、特に困ったことや問題になることは今までになかったとのことである。

統計の調査票を見ながらの原稿起こしは初めてなので大変だった、というのが実感である。項目を見ながら、また地域区分別、所在地区別を見ながら、そこに表れている数字が何を意味しているのかを読み取るまでに大分時間を要した。項目別に数字の多さ・少なさだけ見て判断する

には相当の訓練が必要であることが解った。今回の原稿作成で少しは理解できたかなと思うところは、都会の保育所(園)と地方の保育所(園)との園長及び保育士の考え方が、地域によって多少違うところがあるということである。

例えば怪我の対応、けんかの対応については都会程高い比率を示し、地方都市町村ほどそんなに問題にしていないということ。また日本の伝統・風習・文化と外国のそれについては、日本国中平均して同じ考えのもとに対応している、つまり数字がそう変化しないことが分かった。そして園長の考え方と現場の保育士の考え方に若干差も出ているところもあったが、原則として一貫した考え方で保育していることも当然ではあるが理解できた。

最後に、私のひまわり愛児園では過去5年間くらいに外国人が5名程いた。フィリピン人2名、アメリカ人2名、韓国人1名。その中、韓国人だけが夫婦とも外国の人だったが、父親が日本語を勉強してきていたので、日常会話については不便さがなかった。この方は韓国の公務員で、Y大学への国からの派遣研修生だった。当園に在籍していた外国の方は片親が日本人の方が多かったので、言葉に対する意思の疎通についての不便さはなかった。

私の園で起きた怪我の対応についての日本と外国(アメリカ)との違いについて述べてみると、他の4歳男児が側で木製電話遊具の受話器部分のひもを振り回していたところ外国人の男児の目の上に当たり、三針ほど縫う怪我をし、すぐ医者へ連れて行った後、すみやかに父親へ事情を伝えたとすぐ園に来られ、医者へ連れていく前になぜ父親へ連絡してくれなかったかと怒られてしまった。日本ではこういう措置を取るのであると説明したが、後で日本人の母親が説明して何とかおさまったが、アメリカでは父親(母親)が病院を決めて連れていくようになっているそうである。この辺が国の習慣の違いなのかと初めて知った。

これからますます外国人が入園してくると予想されるので、この機会に受け入れ態勢をしっかりとっておかねばならないと改めて考えさせられた。

4. 細井マサ子研究員による考察

近年、外国から仕事・留学等さまざまな目的で来日する方が多くなり、同時に保育所への入所希望者が増加している現在、外国人保育を実施している保育所に対して、

- ・外国人保育用マニュアルの利用状況
- ・外国人保育に関して苦慮又は困難を感じている点
- ・外国人保育をすることによって児童、保護者にとっての効果又は問題点や課題

について、質問した項の考察である。

<外国人保育マニュアル利用について>

利用状況の調査結果「利用していない」が全国レベルの172施設67.7%(公立65.2%、私立80%)で圧倒的に多い。利用されにくい理由として、子ども一人ひとりに関わりを持っていくために、保育

現場で起こる問題は、日常的なことや、子ども、保護者の内面的問題等その内容がそれぞれ異なり、現在あるマニュアルでは、個々に細やかな部分のニュアンスが利用者に伝わりにくい事が考えられる。一方、少数ではあるが「利用している」73施設 28.7%(公立 31.3%、私立 25.7%)であること、一部地域ではあるが近畿地区 10施設 71.4%は「利用している」と回答していることを考えると、利用の仕方を現場として、ひと工夫することが必要であると思う。マニュアルとしても、入所時の最低限必要な事項について、単語の翻訳、仕事の説明などによっては文書化されたり、持ち物については挿し絵で分かり易くしたりと、改善したものもある。それらを利用しながら、「子どもの健やかな成長を願う」とき、今までの子どもに対して保護者の関わり方、家庭環境、保育所に対する保護者の考え方、そして保育所をより正しく理解して頂くために身振り、手振りで話し、又保育の現場を見せる等、合わせてマニュアルを利用して行くことも必要と思われる。

「利用している」73施設についての利用状況は、保護者用 64.4%、保育士用 53.4%、その他 17.8%の順位で保護者用マニュアルの利用が多いことは、保護者との関係について非常に気を遣い、子どもの保育にあたっているものと察する。

利用されているマニュアルの作成母体については、市町村で作成したものが半数を占め、園独自のマニュアル作成は東海地区(6施設)、近畿地区(3施設)、関東地区(1施設)のみと少なかった。保育者は、各園独自のマニュアルを望んでいると思われるが、複数の国の子どもたちが入所していることを考え合わせると、子どもの心が理解できる翻訳者、作成に要する時間的な面、費用の面等、独自の作成は難しいことが推察される。しかし各自治体や各種ボランティア等に働きかけ協力を得ることにより、解決される部分もあると考える。

<外国人保育に苦慮又は困難な点>

外国人保育に関して、非常に苦慮したり困難性を感じた事例を経験したことが「ある」と回答した施設は、153施設 60%に及んだ。

具体的な事例概要の記入は、ことばの面での苦労が最も多い(公立 45件、私立 40件)。子どもとの関わりに視点を当ててみると、年齢が低いときに入所した場合さほど問題視されていないが、3歳児以上で入所した場合(母国語で会話ができる)、特に4歳、5歳児になると自分の意志を母国語できちんと伝えられるのに対して、保育者が理解してやれない(保育所で耳に入ってくる声は雑音でしかないのではないかと)。そのため子どもが苛立ち、ストレスがたまり、さまざまな行動へと発展したりする。

子ども同士、また信頼できる保育者に対しては、数か月もすると日常会話ができるようになるが、家庭に帰るとほとんどが母国語または母国語と日本語での会話になるのが現状であると考えられる。保育者としてそのことをしっかりと捉え、日頃の生活の中で多くの体験をさせてあげること、さらにその体験と言葉との結びつきを知らせてあげingことを考慮した保育が大切になってくると考えられる。

また、子ども同士のトラブルが起きたり、病気・怪我等のハプニングが起きたり、表面化しない内面的な部分で保育者がしっかりと理解し、共有してあげることがなかなか難しく困難となっている

ように思う。

文化の違いから来る問題として、特に食文化において、宗教的な面での食材の関係、離乳食の問題、味覚の問題、日本食が合わない。宗教的な面から園の行事に参加できないなど挙げられているが、それらに対して保護者からもできるだけ協力を得るようにしたり、その事を認めながら乗り越えて対応している様子が伺われた。

保護者との関係の中で、保護者と保育者との意志の疎通を図るために相当苦労されていることがわかる。理解を得るために辞書を片手に身振り手振りで会話をし、コミュニケーションを取るようにしたり、怪我や病気に対しての報告にも相当な気を遣いながら話しをしているようである。「外国人だから」と被害的に取られてしまうこともあり、そのようなときには、同じ国の人に通訳してもらったり、また自宅まで伺いお詫びをしたりと時間をかけて理解して頂く努力をしている様子が見えられた。その保育者側の行動が保護者との信頼を得ることへとつながっていくと思う。

今、保育所が置かれている現況を踏まえた中で、現場としては通訳者、加配保育者が必要と考えていることは、自由記述の中でも述べられている。現実として問10の回答にあるように外国人児童を担当する特別な職員を「配置している」は14施設5.5%(公立7.8%、私立2.7%)に対し、「配置していない」が237施設93.3%と圧倒的に多く、配置することは、運営上の問題を考えても、なかなか困難なことと思う。しかし子どもの育ち、保護者の方との意志の疎通を図り、お互いに気持ちよく生活し成長していくためには、何らかの形で通訳者の派遣ができるような行政等への働きかけも必要になってきていると考える。

<外国人保育の効果>

外国人保育をして、子ども・保護者、外国人・日本人を問わず、何らかの形で「効果がある」と回答されている。

保育所の国際化をいわれるようになって数十年、始めは戸惑いもあったことと思うが、それぞれが試行錯誤をしながら今日を迎え、効果が見えてきたことは喜ばしいことと思う。この効果が乳児、幼児時代だけに終わらず、子どもたちが成人し日本に来て良かったと言えるように、また日本人の子どもたちも複数の国の子どもたちと出会うことにより、お互いに学び合うことができたと思えるように、地域自治体と連携を取りながら、子どもの将来へとつなげていくことも保育所の役割といえると思う。

<外国人保育の問題と課題>

問題点については、前述<外国人保育に苦慮または困難な点>と同じ傾向で似通っている。少数意見ではあるが保育所をベビーシッターと思い違いをしていたり、入所のための書類(入園申込書、源泉徴収票、確定申告書、就労証明書等)の準備に対して問題を生じている点が挙げられている。入所のための書類に関しては、地区市町村において提出書類の内容と意味の分かるマニュアル作りが急務となる(既にできているところもあるのでは…)。

課題については、さまざまな提案を出されたが、ことばの問題を解決することが多く提言され、一つの方法として通訳者をと願う声が目立つが、通訳者の人選(子どもの心のわかる人、保育所の

運営目的を理解できる人)や費用の点を考えると個人では限界があり、地域や自治体と連携を取り、話し合うことにより、解決の糸口が見つかるのではないかと考える。

この調査研究は保育所または保育者に対する調査で、保護者に対して実施した場合、別の問題も出てくるのではないかと思った。課題の中に1件ではあるが「保護者が、子どもが成長し進学や生活面で困っている」ということが挙げられていた。既に今起こっている問題で進路を決める時期に入って、本人、保護者、教師の意思疎通が取りにくく、学校側としてもきわめて困難をきたしているようである。また両親が日本語を良く理解できないため、子どもが悩んでいることに対して対応できないのが現実のようである。この点については、形が違っていても保育所時代も同じであり、今、保育所としてできることは、子どもたちの言葉のハンディがあることを認識し、0歳児からの一人ひとりの対応を大切にすると同時に、日本の文化を押し付けるのではなく、お互いの文化を認め合い、習慣の違いをプラスに考え、また大自然で育ってきた力、表現力の素晴らしさを認め、日本の子どもたちにも、たくさんの国があること、一人ひとりの違い、違ってても良いことを伝え、それを認め合うことの楽しさを知らせたいものである。さまざまな相違点があると同時に共通点もある。子どもを預ける親の気持ちには国の差はない。

各国のことばが分からなくとも、誠意をもって語り合い、伝えることにより、分かり合えるものと感じている。